

人3第3904号  
2.7.24  
一部改正 人厚第4123号  
13.5.24  
人厚第2475号  
18.3.27  
人制第66号  
19.1.4  
防人給第4491号  
26.3.31  
防人給第1988号  
30.2.19  
防人給第483号  
令和元年5月14日  
防人給第5128号  
令和2年3月30日  
防人給第12753号  
令和4年6月30日  
防人給第7563号  
令和5年3月31日

長官官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
統合幕僚会議議長 殿  
技術研究本部長  
調達実施本部長  
防衛施設庁長官

人事局長

#### 単身赴任手当の運用について（通知）

標記について、下記のとおり定められ、平成2年4月1日から適用することとされたので通知する。

#### 記

- 1 防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号。以下「訓令」という。）第17条の3第1項第1号から第6号までに掲げる官署に在勤する職員に係る自衛隊の使用する航空機の利用に係る距離を減ずる前に算定する交通距離とは、給実甲第660号（単身赴任手当の運用について。以下「運用通知」という。）規則第3条関係第1項の例に準じて算定した距離をいう。

- 2 訓令第17条の3第1項第7号から第9号までに掲げる官署に在勤する職員に係る交通距離の算定は、運用通知規則第3条関係第1項の例に準じて行うものとする。ただし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法の一部が運用通知別表又は次に掲げる航空機による経路のいずれかに該当する場合の交通距離は、同項の例に準じて算定した距離に200キロメートル（当該距離が1,500キロメートル以上である場合にあっては、500キロメートル）を加算した距離とする。
- (1) 鹿児島空港～喜界空港
  - (2) 奄美空港～喜界空港
  - (3) 那覇空港～沖永良部空港
  - (4) 那覇空港～久米島空港
- 3 訓令第17条の3第2項においてその例によることとされている人事院規則9—89（単身赴任手当）第5条第2項第2号から第6号までに規定する「人事院が認めるもの」は、次に掲げる職員とする。
- (1) 業務の種類により認められる職員
    - ア 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する自衛隊の行動に際し、部隊及び機関（以下「部隊等」という。）の即応態勢を維持するために必要とされる部隊等の長及びこれを補佐する職員
    - イ 幕僚監部（統合幕僚監部にあっては、統合幕僚学校を除く。）に所属する職員で自衛隊法第6章に規定する自衛隊の行動に係る業務に従事する職員
    - ウ 航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号）第2条に規定する航空救難業務に従事する職員
    - エ 航空救難、緊急空輸、災害派遣等のための待機を命じられる職員
    - オ 防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号）第8条ただし書の規定により国有財産の管理又は取締りのため宿舎以外の建物に居住する職員
    - カ その他職務の遂行上部隊等の近傍に居住する必要があると人事教育局長が認める職員
  - (2) 業務の種類にかかわらず指定される職員
    - 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第51条、第52条又は第55条の規定により営舎内又は船舶内に居住している自衛官
- 4 訓令第17条の3第2項においてその例によることとされる運用通知規則第5条関係第6項に規定する「事務総長が認めるもの」は、前項各号に掲げる職員とする。